

令和5年度入札・契約制度改革の概要について


1. 最低制限価格・低入札調査基準価格算定モデルの変更

ダンピング受注防止の観点から、最低制限価格（ランダム係数を用いる場合は最低基準価格）、低入札調査基準価格を算定するための計算式について、令和4年3月4日付で中央公共工事契約制度運用連絡協議会（公契連）から示された、令和4年中央公契連モデルを適用します。

適用は、令和5年5月1日以降に発注する建設工事とします。

なお、令和4年中央公契連モデルを採用することにより変更となる点は、次のとおりです。

◆変更点

	現行モデル		新モデル
直接工事費	97%		97%
共通仮設費	90%		90%
現場管理費	90%		90%
一般管理費	55%		68%

2. 工事成績優良業者の評定点の見直し及び経過措置について

令和4年度から工事成績評定を見直したことにより評定点の平均点が上昇していることから、令和5年度以降の評定点については74点以上を付与された市内業者を工事成績優良業者とします（以下、令和5年度からの評定を「新評定」、令和4年度までの評定を「旧評定」と言います）。このことに伴う工事成績優良業者対象工事参加業者の選定基準につきましては、令和8年度まで新評定と旧評定の結果が混在することから、経過措置を設けます。

※工事成績の評定基準は、契約締結の年度（契約日）により新評定か旧評定かが決まるため、令和4年度契約、令和5年度完成の工事は、旧評定により評定点が決まります。

そのため、5年度は、新旧の評定点が混在することになります。

<経過措置>

新評価と旧評価に、以下の通り、それぞれ基準点を設けます。

- ・新評価：74点以上（令和5年度以降に契約を締結した工事）
- ・旧評価：72点以上（令和4年度末までに契約を締結した工事）

優良判定年度と評価基準の新旧の関係

	経過措置対象期間						
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
令和5年度優良	旧	旧	旧				
令和6年度優良		旧	旧	旧・新			
令和7年度優良			旧	旧・新	新		
令和8年度優良				旧・新	新	新	
令和9年度優良					新	新	新

旧・・・旧評価による評価（72点） 新・・・新評価による評価（74点）

※工事成績優良業者の除外基準には、変更はありません。


<除外基準>

- ①全ての工事種別において、当該年度を含む過去2年間に、評定点65点未満を付与されたもの。
- ②当該年度を含む過去2年間に、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領の指名停止措置（「不正又は不適切な行為」における「正当な理由無く競争入札等に参加しなかったとき」を除く。）を受けたもの。

3. 発注区分の見直し

(1) 建築工事の一部見直し

今後、公共施設の長寿命化工事など建築工事案件の増加が見込まれるため、建築工事の発注区分のうち、予定価格6,000万円から概ね1億円未満の区分を、予定価格6,000万円から8,000万円と8,000万円から概ね1億円未満の2つの区分とし、それぞれ経審点数700点以上の特定建設業、経審点数750点以上の特定建設業へ見直します。適用は令和5年5月1日以降に発注する案件とします。

6,000万円～ 概ね1億円	700点以上 特定建設業		8,000万円～ 概ね1億円	750点以上 特定建設業
			6,000万円～ 8,000万円	700点以上 特定建設業

4. その他連絡事項

(1) 業者登録追加受付について

現在、業者登録の追加受付については、5月から10月までの毎月（1日～10日）受け付けています。令和5年度も、現行の運用を継続することとします。

(2) 各種提出書類について

①宇治市競争入札等参加資格審査申請事項変更届について

業者登録時に、契約課へ提出いただいています営業所の専任技術者や資本関係に関する事項等の申告書（業態調書）の内容に変更があった場合、速やかに変更届を提出いただきますようよろしくお願いいたします。（工事登録業者のみ）

②各種提出書類の厳格対応について

これまでから、入札参加表明時の添付書類の不足及び記載不備について、厳格に対応することを周知してきましたが、特に添付書類の不足については参加表明の意思が読み取れない場合があります。入札参加資格の審査資料であることをご理解いただくとともに、場合によっては審査脱落の対象となりますので、十分ご注意くださいようよろしくお願いいたします。

③経営規模等評価結果通知書の写しの提出について

経営規模等評価結果通知書については、運用上、指名通知の時点で有効な点数で契約課に提出のあったものを適用しています。

参加表明等の締切日において有効であっても、指名通知の日までに有効期限の切れるものについては、無効な点数として取り扱っておりますのでご注意ください。

(3) 公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について

既に宇治市ホームページ等でも周知していますように、国、府に準拠する中で、宇治市においても運用を実施しております。下請企業との請負金額の見直しや技能労働者への賃金水準の引き上げ等適切に対応させていただきますようお願いいたします。

(4) 電子入札システムの手続について

電子入札につきまして、理由なく入札不参加の場合の指名停止措置（1か月）は行いませんが、入札の手続きが最後まで完了しているか改めて確認をお願いします。

また、トラブル等による各書類の未提出を防ぐためにも、十分時間に余裕を持って利用していただきますようお願いします。